



志木市中心市街地新築等事業補助金 (最大200万円)

志木市では、地域経済及び地域社会の活性化を図るため、中心市街地区域内において新たに飲食店、小売店等の営業を自ら開始する方、または自らが所有する建物を小売店等の営業のために貸し出す方に、新築及び増築に係る費用の一部を応援します。



概要

中心市街地区域内において、新たに飲食店、小売店を自ら開始する場合、または自らが所有する建物を小売店等の営業のために貸し出す場合に、新築費補助・増築費補助を行い、まずは中心市街地区域内から元気と活気の創出を図ります。

補助内容	補助率	限度額		備考
新築費補助	2分の1	1階を店舗として新しく建築する工事	200万円	1事業者につき1回限り
増築費補助	2分の1	①既存建物の1階を増築し、新たに店舗とする工事 ②1階にある店舗のために増築し、店舗スペースを拡大する工事	200万円	1事業者につき1回限り



補助対象者



日本標準産業分類(令和5年総務省告示)に定める各種商品小売業、織物、衣服、身の回り品小売業、飲食料品小売業、その他の小売業又は飲食店に該当する事業の実施に必要な許認可、資格等を取得していること又は取得する見込みがあること

要件

1	志木市中心市街地区域内において建物を新築もしくは増築し、1階で自ら小売業等の営業を開始する者、または1階を小売業等の営業のために貸し出す者(貸し出しの場合は、市内に事業所を有する者に発注する工事に限る。)
2	建物を新築もしくは増築する者に市税の未納がないこと。
3	当該建物の1階において、小売業等を1週間当たり4日以上営業し、かつ、3年以上継続して行うこと。
4	既にこの要綱の規定による補助金の交付を受けていないこと。
5	暴力団及び暴力団員でないこと。また、暴力団に対し資金提供その他暴力団の運営に関与していないこと。
6	風俗営業、貸金業、宗教活動、政治活動、公序良俗に反する事業でないこと。

申請書の提出

	提出書類	備考
1	志木市中心市街地新築等事業補助金交付申請書	第1号様式
2	事業計画書	第2号様式
3	市税の納税証明書（法人の場合は代表者の納税証明書）	
4	工事請負契約書又は見積書の写し	
5	店舗の平面図の写し	
6	工事施工前の現況写真	
7	誓約書	第3号様式
8	その他市長が必要と認めるもの	

⚠ 注意事項

次に掲げる費用は補助対象経費に含まれません。

- ★土地購入費用
- ★工事用機械、工具、備品等の取得
- ★外構工事
- ★他の制度により補助等を受け、又は受ける予定の費用
- ★消費税及び地方消費税



補助対象区域



市ホームページ



問い合わせ

志木市役所市民生活部産業観光課
☎048-475-7360